



今月のトピックス

✧ 全社協からのお知らせ

- 中央福祉学院「社会福祉施設職員会計実務講座」のご案内
- ✧ 制度・施策等の動き
- 生活困窮者自立支援法の一部改正法案の附帯決議(衆議院厚生労働委員会)
- 社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について(厚生労働省)
- 「自治体戦略 2040 構想第一次報告」の公表(総務省)
- ✧ その他（参考情報）
- 監事が作成する監査報告書の様式例の公表（厚生労働省）
- 共生型サービスの適用にあたっての留意事項（厚生労働省）
- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(案)に関するパブリックコメント(厚生労働省)
- 平成 29 年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」の公表(厚生労働省)
- 平成 30 年度スマートウェルネス拠点整備事業の募集開始（国土交通省）

✧ 全社協からのお知らせ

中央福祉学院「社会福祉施設職員会計実務講座」のご案内

全社協・中央福祉学院では、社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の会計実務に関わる役職員の方を対象に、社会福祉法人の会計処理の基本（日常処理から決算書の作成まで）などを学ぶことができる会計実務講座を開講します。（締切：6月8日（金）（当日消印有効））

コースは、入門研修会・初級・中級・上級の各コースを設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択でき、入門研修会および初級コースは、次のような方を対象としてプログラムを構成しています。

- 経理を担当することになったが、複式簿記の知識が十分ではない。
- 日常の経理は会計ソフトに頼っているため、実は仕訳をよく理解できていない。
- 伝票処理の積み重ねによって決算書が作成されるイメージが持てない（会計帳簿の体系がつかめていない）。

入門研修会では、3日間の研修で仕訳の基本を学ぶので、簿記の知識がない方でも安心して受講することができます。また、初級コースでは、日常処理の基本から決算書の作成までを学びます。

社会福祉法人会計基準に基づく正しい会計処理の理解に向けて、ぜひ本講座をご活用ください。

受講期間・日程：平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日まで

会場：中央福祉学院（ロフォス湘南）〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

受講料：入門研修会 15,700 円（研修会資料代・指導料を含む）

初級・中級・上級コース 36,000 円（テキスト・教材費、添削指導料、面接授業料を含む）

※旅費・宿泊費等は別途ご負担いただきます。

研修の詳細については、中央福祉学院のホームページをご覧ください。

【中央福祉学院】2018 年度 社会福祉協議会・社会福祉施設職員会計実務講座

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course307.html>



◆ 制度・施策等の動き

生活困窮者自立支援法の一部改正法案の附帯決議（衆議院厚生労働委員会）

平成 30 年 4 月 25 日、衆議院厚生労働委員会において「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が可決され、参議院に提出されました。あわせて、子どもの学習支援の地方自治体に対する支援の充実等の附帯決議が付されました。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院厚生労働委員会／平成 30 年 4 月 25 日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、高齢者に対する支援の在り方を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。

二 明らかに過剰な頻回受診の適正化を図るため、最低生活保障との両立の観点を踏まえつつも、医療扶助費における窓口負担について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討を行うこと。

三 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる改善を含む必要な措置を講ずるよう、検討すること。

四 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。

五 一部の生活保護受給者において、ぱちんこ等のギャンブルに過度の生活費をつぎ込むといった生活保護の目的に反した支出が行われている例があることを踏まえ、家計管理への支援やギャンブル等依存症に対応した医療機関等との連携を含む適切な助言や支援の実施を推進すること。

議案本文・詳細については、衆議院のホームページをご覧ください。

【衆議院】生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou0FB32D339006D5EE4925827A001570D4.htm

【衆議院】生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19605020.htm



全社協・地域福祉部 News File No.12

平成 30 年 5 月 21 日号

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について（厚生労働省）

平成 30 年 4 月 25 日、厚生労働省より、「社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について」通知が発出されました。

平成 30 年度の税制改正により、寄附された財産を公益目的事業の用に直接供した日から 2 年以内に買い換える場合であっても、基本金により管理されていること等の一定の要件を満たすときは、非課税の承認を引き続き受けることができるようになりました。また、みなし譲渡所得税の非課税の承認手続が簡素化される特例の対象財産に株式等が含まれることになりました。

なお、今回の改正により、みなし譲渡所得の非課税特例の対象となった財産を基本金により管理している社会福祉法人が、その財産を公益目的事業の用に直接供しなくなったとき又は基本金により管理しなくなったときには、遅滞なく届出書を所轄税務署長経由で国税庁長官に提出しなければならないとされました。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】法人運営（定款、役員・評議員等）平成 30 年 4 月 26 日発出通知

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

「自治体戦略 2040 構想第一次報告」の公表（総務省）

平成 30 年 4 月 26 日、総務省より「自治体戦略 2040 構想研究会」の第一次報告が公表されました。

この研究会は、多様な自治体行政の展開によりレジリエンス（社会構造の変化への強靭性）を向上させる観点から、高齢者（65 歳以上）人口が最大となる 2040 年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティング（将来のあるべき姿から逆算する形で、その実現のために現在取り組むべき事柄を検討する手法）に今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的に開催されました。

今回とりまとめられた第一次報告では、子育て・教育、医療・介護等の 2040 年頃までの個別分野と自治体行政の課題を網羅的に示し、2040 年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応を、①若者を吸收しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏、②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全、③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラの 3 つの柱に整理されています。その上で、2040 年頃を見据えた今後議論すべき自治体戦略の基本的方向性を示しました。

報告の詳細については、総務省のホームページをご覧ください。

【総務省】「自治体戦略 2040 構想研究会」において取りまとめられた第一次報告の公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei04_02000064.html

◆ その他（参考情報）

監事が作成する監査報告書の様式例の公表（厚生労働省）

平成 30 年 4 月 27 日付で、厚生労働省より「監事が作成する監査報告書の様式例」が公表されました。

会計監査人非設置法人の様式例については、平成 29 年 3 月 2 日開催の厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議にて示されておりましたが、今回、一部文言の整理を加えた上で、新たに特定社会福祉法人、特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人の監査報告書の様式例が示されました。

様式例については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】法人運営（定款、役員・評議員等）平成 30 年 4 月 27 日発出事務連絡

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>



共生型サービスの適用にあたっての留意事項（厚生労働省）

平成 30 年 3 月 30 日付で、厚生労働省より「共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」事務連絡を発出しました。

「地域包括ケアシステム強化法」により、新たに共生型サービスを位置付け、介護保険又は障害福祉のいずれかのサービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度におけるサービスの指定を受けやすくなるよう、指定の特例が規定されたところがありますが、共生型サービスの平成 30 年 4 月 1 日の施行に伴い、障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等が示されています。

共生型サービス事業所を利用するか否かは、あくまでも、利用者等が判断するものであり、65 歳以上の障害者に共生型サービス事業所の利用を義務付けるものではないことがあらためて確認されました。

詳細については、別添資料①をご覧ください。

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（案）に関するパブリックコメント（厚生労働省）

平成 30 年 4 月 20 日、厚生労働省より「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（案）に関するパブリックコメントが開始されました（締切：平成 30 年 5 月 21 日）。

このガイドライン（案）は、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、平成 29 年 3 月に策定された成年後見制度利用促進基本計画において、「意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」とされたことを踏まえ、これまで行った老人保健健康増進等事業における認知症の人の意思決定支援に関する指針策定のための意思決定に関する研究をもとに、作成したものです。

ガイドライン（案）では、日常生活や社会生活等において認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう、認知症の人の意思決定に関わる人が、認知症の人の意思をできるかぎり丁寧にくみ取るために、認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載しています。

認知症の人の特性を踏まえた意思決定支援の基本原則として、①本人の意思の尊重、②本人の意思決定能力への配慮、③チームによる早期からの継続的支援の 3 点が挙げられています。

【e-Gov】認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（案）に関する意見募集について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180007&Mode=0>

平成 29 年度厚生労働省社会福祉推進事業「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」の公表（厚生労働省）

厚生労働省より「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」が公表されました。

このハンドブックは、神奈川県相模原市の障害者支援施設における事件を受け、平成 29 年度の「社会福祉施設等の防犯に係る安全確保対策に関する調査研究事業」において、社会福祉施設の関係者などにヒアリングを行い、防犯に係る取組みの好事例集がハンドブックとしてとりまとめられたものです。

また、ハンドブックには、防犯に係る取組みの好事例をはじめ、防犯に係る取組みに関するチェックリストや不審者侵入時の対応フローの例が掲載されているので、各法人における防犯・安全確保体制の再点検にご活用ください。

ハンドブックについては、別添資料②、③をご覧ください。



平成 30 年度スマートウェルネス拠点整備事業の募集開始（国土交通省）

平成 30 年 4 月 20 日、国土交通省より「平成 30 年度スマートウェルネス拠点整備事業」の募集が開始されました（締切：平成 30 年 9 月 28 日）。

この事業は、住宅団地等に高齢者や子育て支援施設等の拠点施設を整備（新築・改修）する民間事業者等に対し、その実施に要する費用の一部を補助するものです（補助率：1/3、1,000 万円/1 施設）。

また、あわせて、高齢者や子育て世帯等の居住の安定確保等に資する「スマートウェルネス住宅等推進モデル事業」の募集も開始されました（締切：平成 30 年 9 月 28 日）。

この事業は、高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な事業等を行う民間事業者等を「一般部門：具体的に課題解決を図る先導性が高い事業」、「特定部門：健康の維持・増進に資する住宅の普及を図る事業」の 2 部門で公募し、国が選定した事業の実施に要する費用の一部を補助するものです。

なお、本モデル事業は、平成 21 年度以降実施されていますが、これまで社会福祉法人が 23 件採択されており、そのうち社協は愛知県・半田市社協が採択されています。

詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

【国土交通省】平成 30 年度スマートウェルネス拠点整備事業の募集開始について

http://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000188.html

【国土交通省】平成 30 年度スマートウェルネス住宅等推進モデル事業の募集開始について

http://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000189.htm



全社協・地域福祉部 News File No.12

平成 30 年 5 月 21 日号

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

実践事例紹介 ～キラリと光る★全国の社協の取り組み～

実践① 鈴鹿市社会福祉協議会（三重県）

多文化共生をめざし多国籍住民とともに取り組む市民活動

- 地域に住む様々な国の人たちと一緒に、住みよい町づくりに向けた取組を進めており、活動の中心を担う市民グループ「鈴とも」には、在日ブラジル人をはじめ、中国、フィリピン等の外国人メンバーが多く在籍している。
- 多文化を取り入れながらサロン活動やイベントを行い生活上の課題や悩みを打ち明けられる仲間を見つけ、陽気で楽しい場となっている。
- 「鈴とも」の活動の中から「国際子育てサロン」や「介護ヘルパーアミーゴ教室」等の新たな取り組みも行っている。

詳細は、地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP をご覧ください。（NORMA 2016 年 12 月号「社協活動最前線」掲載事例）<https://www.zcwvc.net/news-file-掲載事例/no-12/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

実践② 由利本荘市社会福祉協議会（秋田県）

社会福祉法人と連携した社会参加の機会づくり

- 市内最大の社会法人である「秋田県心身障害者コロニー」と連携し、引きこもり状態にある若者が定期的に集まって活動できる「あおぞらサロン」を開催している。
- 参加した若者が自ら積極的に人とかかわろうと少しづつ変化が表れている。

詳細は、地域福祉・ボランティア情報ネットワーク HP をご覧ください。（NORMA 2017 年 1 月号「社協活動最前線」掲載事例）<https://www.zcwvc.net/news-file-掲載事例/no-12/>

【参考】「社協・生活支援活動強化方針」(第2次アクションプラン)との関連

<input type="checkbox"/> アウトリーチの徹底	<input checked="" type="checkbox"/> 地域づくりのための活動基盤整備
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（総合相談体制の構築）	<input type="checkbox"/> 行政とのパートナーシップ
<input type="checkbox"/> 総合・支援体制の強化（生活支援体制づくり）	<input type="checkbox"/> その他（該当なし）

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

* 「News File」では、毎月 1 回、地域福祉担当の皆様に参考になる関連トピックスを発信します。

併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話か e メール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。